

高松市低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）及び高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年高松市規則第34号）第100条において読み替えて準用する場合を含む、以下「契約規則」という。）第14条の3第2項（契約規則第17条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、総合評価落札方式による競争入札において落札者となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合に該当するか否かの調査（以下「低入札価格調査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象とする入札案件)

第2条 低入札価格調査を設定する対象は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）の請負のうち、総合評価落札方式による競争入札に付するもので、その予定価格が200万円を超えるものとする。

(低入札価格調査基準価格の設定)

第3条 前条に規定する低入札価格調査の対象工事に係る請負契約を締結しようとするときは、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により、低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を算出するものとする。

2 調査基準価格は、予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下この条において単に「予定価格」という。）に、次に掲げる額の合計額を当該工事の設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「工事価格」という。）で除して得た割合（小数点第3位（契約の申込みの誘引時に予定価格を公表したものにあっては、小数点第4位）以下に端数があるときは、これを切り捨てた割合）を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。ただし、次に掲げる額の合計額を当該工事の工事価格で除して得た割合が10分の7に満たない場合にあつては、当該工事の予定価格に10分の7を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

- (1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等に10分の6.8を乗じて得た額

3 前項各号の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、それぞれ工事の予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等をいう。この場合、公共建築工事積算基準に従って予定価格の算出を行うときは同項第1号中「直接工事費」とあるのは「直接工事費－直接工事費×10%（昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事にあつては、直接工事費×20%とする。第3号において同じ。）」と、同項第3号中「現場管理費」とあるのは「現場管理費＋直接工事費×10%」と読み替えるものとし、土木標準積算基準書(機械・電気)又は下水道積算体系(機械・電気)に従って予定価格の算出を行うときにおける直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等については、それぞれ次の中欄及び右欄に掲げる項目とする。

区分	土木標準積算基準書(機械・電気)	下水道積算体系(機械・電気)
直接工事費	直接製作費 直接工事費	直接工事費 機器費×a
共通仮設費	間接労務費 共通仮設費	共通仮設費 機器費×b
現場管理費	工場管理費 技術者間接費 据付間接費 設計技術費 現場管理費	現場管理費 据付間接費 設計技術費 機器費×c
一般管理費等	一般管理費	一般管理費 機器費×d

備考 a、b、c、d(機械・電気設備工事共通)

a	0.6
b	0.1
c	0.2
d	0.1

4 第2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、予定価格の10分の7を乗じて得た額を下限として、調査基準価格を適宜設けることができる。

(低入札価格調査基準価格調書の作成)

第4条 調査基準価格(第7条第1項の規定により数値的判断基準を設定した場合にあつては、調査基準価格及び同条第2項において読み替えて準用する前条第2項から第4項までの規定により算出した数値的判断基準に係る価格)は、契約規則第11条第1項に規定する予定価格調書に併記するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 低入札価格調査を設定したときは、契約規則第6条第1項(契約規則第17条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による公告及び公表並びに契約規則第16条第2項の規定による通知に、次に掲げる事項を併記するものとする。

- (1) 契約規則第14条の3第2項の規定の適用があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の落札者決定の方法及び結果の通知方法
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最高の評価値をもって入札を行った

者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は事後の事情聴取に協力すべきこと。

(5) 第7条第1項の規定により数値的判断基準を設定した場合にあっては、次に掲げる事項

ア 調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札者が提出した積算内訳書の調査を実施すること。

イ 数値的判断基準に係る価格を下回る入札を行った者であって、契約規則第14条の2第1項各号のいずれかに該当する事由があると市長が認めるものは、落札者となれないこと。

(6) 再度入札を行うこととしている場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がなかったときに限り、予定価格を超過する価格で入札をした者に対し、同日に、再度入札通知書を送付し、再度の入札を受け付けること。

(入札の執行)

第6条 入札の結果、最低価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回った場合には、市長は、入札参加者に対し、最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回ったため低入札価格調査を行う可能性があることを全ての入札者名及び入札金額とともに電子入札システムにより通知するものとする。電子入札システムによらない入札の場合は、入札会場においてその旨を宣言し、郵便等による入札の場合は書面にて通知するものとする。

(数値的判断基準による低入札価格調査の実施)

第7条 低入札価格調査においては、数値的判断基準を設定することができる。

2 第3条第2項（同項ただし書を除く。）から第4項までの規定は、数値的判断基準に係る価格の算出に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第2項本文	とする	とする（第5条第5号アの積算内訳書において直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の各費用が計上されている場合に限る。）
第3条第2項第1号	10分の9.7	10分の9.4
第3条第2項第2号	10分の9	10分の8.9
第3条第2項第3号	10分の9	10分の8.9
第3条第2項第4号	10分の6.8	10分の6.8

3 数値的判断基準を設定した入札において前条により通知又は宣言をした場合、市長は、入札者が提出した積算内訳書を調査し、入札者の入札価格が前項において読み替えて準用する第3条第2項から第4項までの規定により算出した数値的判断基準に係る価格に満たないものであって、契約規則第14条の2第1項各号のいずれかに該当する事由があると市長が認めるときは、次条第1項に規定する調査票による低入札価格調査に先

立ち、当該入札者を落札者とししないものとする。

4 市長は、予定価格の制限の範囲内の価格で、数値的判断基準に係る価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最高の評価値をもって入札を行った者（以下「最高評価値入札者」という。）を次条第1項に規定する調査表による低入札価格調査対象者（以下「調査対象者」という。）又は落札者とする。

5 第3項の規定により落札者とししない場合、市長は、その者に対し、その旨を電子入札システムにより通知するものとする。電子入札システムによらない入札の場合は、様式第1によりその旨を通知するものとする。

（調査表による低入札価格調査の実施）

第8条 最高評価値入札者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、市長は、調査対象者となった者に対し、様式第2により通知をした上で、契約監理課長及び工事担当課長は、次に掲げる事項のうち必要な項目について、調査及び調査対象者から事情聴取を行うとともに、必要に応じ調査対象者から書面の提出を求めるものとする。この場合においては、調査及び事情聴取の結果を低入札価格調査表（様式第3）に記載するものとする。

- (1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳書
- (2) 契約対象工事付近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (5) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (6) 前号の公共工事の成績状況
- (7) 下請業者の概要
- (8) 技術者
- (9) 会社従業員
- (10) 経営内容
- (11) その他必要な事項

（審査の実施）

第9条 契約監理課長及び工事担当課長は連名で、調査及び事情聴取後速やかに、高松市工事請負等審査委員会（以下「委員会」という。）に様式第4により報告するものとする。この場合において、委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

2 委員会は、低入札価格調査表に基づき審査を行い、契約規則第14条の2第1項各号のいずれかに該当する事由があるか否かについて、その結果を様式第5により契約監理課長及び工事担当課長に通知するものとする。

（落札者の決定等）

第10条 委員会での審査の結果に基づき、調査対象者が契約規則第14条の2第1項各

号のいずれかに該当する事由がないと認めるときは、市長は、調査対象者を落札者と決定するものとする。

- 2 委員会での審査の結果に基づき、契約規則第14条の2第1項各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、市長は、調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最高の評価値をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定するものとする。
- 3 調査対象者を落札者とし不在の場合にあつて、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、当該次順位者を調査対象者とし、第7条から第9条まで及び前2項の規定を適用する。当該次順位者を落札者とし不在の場合にあつても、また同様とする。

（入札参加者への通知）

第11条 第7条第4項及び前条の規定により落札者が決定した場合は、入札参加者全員に落札者決定通知を電子入札システムにより行うものとする。電子入札システムによらない場合は、様式第6により通知するものとする。

- 2 前条第3項の規定により調査対象者が変更となった場合は、落札者とし不在者に対しては落札者とし不在旨を様式第1により、次順位者に対しては調査対象者となった旨を様式第2により通知するものとする。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年9月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第3項の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年11月1日から施行する。
- 2 改正後の高松市低入札価格調査制度実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

様式第1（第7条、第11条関係）

年 月 日

様

高松市長

入札結果通知書

年 月 日に開札を行った結果、高松市契約規則（高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則第100条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）第14条の3第2項の規定に該当したため、落札の決定を保留していた

工事について、調査の結果、同規則第14条の2第1項各号のいずれかに該当する事由があると判断し、貴社を落札者として決定しないこととしたので通知します。

年 月 日

様

高松市長

低入札価格調査制度における調査の実施について（通知）

年 月 日に開札を行った結果、高松市契約規則（高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則第100条において読み替えて準用する場合を含む。）第14条の3第2項の規定に該当したため、落札の決定を保留していた 工事に
ついて、貴社の入札価格について低入札価格調査制度における調査を下記のとおり実施することになりましたので、代表取締役又は支配人若しくはこれに準ずる地位にある使用人が出席してください。

記

1 調査日時・場所

- (1) 日時
- (2) 場所

2 調査の概要

- (1) 入札価格の内訳書、直前の事業年度以前3年度分の貸借対照表及び損益計算書並びに(2)の事情聴取項目の説明に必要な書類を提出すること。
- (2) 事情聴取項目
 - ア その価格により入札した理由
 - イ 対象工事付近の手持工事の状況
 - ウ 対象工事に関連する手持工事の状況
 - エ 資材購入先及びその購入先との関係
 - オ 過去に施工した公共工事名及び発注者
 - カ オの公共工事の成績状況
 - キ 下請業者の概要
 - ク 技術者
 - ケ 会社従業員
 - コ 経営内容
 - サ その他説明資料

3 提出期限 年 月 日()午後5時

4 その他

- (1) 調査書類提出後における内容修正及び再提出は、原則として認めません。
- (2) 調査書類の全部又は一部を期限までに提出しない場合は、低入札価格調査を行うことなく、当該入札において落札者となれません。
- (3) 調査書類は返却しません。

様式第3（第8条関係）

低入札価格調査表

年 月 日

工事名	
入札者 (調査対象者)	
調査年月日 時間・場所	
出席者 (役職・氏名)	


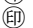
(その1)

	調査項目	調査の内容	調査結果
1	その価格により入札した理由	その理由	
2	手持工事の状況	対象工事付近の手持工事	
3	手持工事の状況	対象工事に関連する手持工事	
4	資材購入先及びその購入先との関係	資材名及び購入先 購入先との過去の取引状況	
5	過去に施工した公共工事名及び発注者	公共工事名・発注者・契約 金額・工期・工事概要	
6	5の成績状況	過去に施工した公共工事の 施工状況・成績等	
7	下請業者の概要	下請業者の概要	
8	技術者	配置予定技術者 在籍技術者数	
9	会社従業員	常時雇用従業員数	
	(その他)	手持ち機械一覧 使用機械一覧 その他必要な事項	

(その2)

10	経営内容	貸借対照表 損益計算書	
11	その他	その他必要な事項	

(その3)

調査の結果に対する意見	
項目	所見
高松市契約規則第14条の2第1項各号のいずれかに該当する事由があるか否かについて、契約監理課長及び工事担当課長の意見	
意見	
契約監理課長 工事担当課長 (課長)	
 	

様式第4（第9条関係）

年 月 日

高松市工事請負等審査委員会委員長 殿

契約監理課長

工事担当課長（ 課長）

低入札価格調査制度における調査結果について（報告）

年 月 日に開札を行った結果、高松市契約規則（高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則第100条において読み替えて準用する場合を含む。）第14条の3第2項の規定に該当したため、落札の決定を保留していた 工事について、調査の結果を低入札価格調査表のとおり報告します。

様式第5（第9条関係）

年 月 日

契約監理課長 } 殿
工事担当課長 }

高松市工事請負等審査委員会委員長

低入札価格調査制度が適用された入札に係る審査結果について（報告）

年 月 日付けで報告のあった件について、高松市工事請負等審査委員会の審査結果は次のとおりであるので通知します。

工事名

審査結果

様式第6（第11条関係）

年 月 日

様

高松市長

入札結果通知書

年 月 日に開札を行った結果、高松市契約規則（高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則第100条において読み替えて準用する場合を含む。）第14条の3第2項の規定に該当したため、落札の決定を保留していた件について、調査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

- 1 工事名
- 2 落札者
- 3 落札金額（評価値）
- 3 落札決定日